

日バス協業第332号
平成30年11月22日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 三澤憲一

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成等について」

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、国土交通省自動車局旅客課長より、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成等について」別紙のとおり事務連絡がありました。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、移動円滑化促進方針及び基本構想の作成並びに5年ごとの見直しが、市町村の努力義務として規定されました。また、移動円滑化促進方針及び基本構想の作成等に関する市町村に対する必要な助言その他の援助が、都道府県の努力義務として規定されました。

国土交通省が日本バス協会に対し事務連絡を発出した趣旨ですが、標記の方針及び構想については地方公共団体が作成するものであり、バス事業者に直接関係するものではないが、作成の過程において、地方公共団体からバス事業者に対して何らかの動きがある可能性もあるため、その旨了知いただきたいとのことですので、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

(問合せ先)
(公社) 日本バス協会業務部 松浦
電話: 03-3216-4014



事務連絡
平成30年11月9日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく
移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成等について

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成30年法律第32号）の施行により、移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成並びにおおむね5年ごとの見直しが、市町村の努力義務として規定された。また、あわせて、移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成等に関する市町村に対する必要な助言その他の援助が、都道府県の努力義務として規定された。

今般、移動等円滑化促進方針作成に関するマニュアル、移動等円滑化促進方針作成に係る補助金の交付要綱・実施要領並びに移動等円滑化促進方針及び基本構想の提出方法がまとめられた。

本件について、別添のとおり、各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知したので、貴会においてもその旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知されたい。

事務連絡
平成30年11月9日

各地方運輸局　自動車交通部長　殿
内閣府沖縄総合事務局　運輸部長　殿

国土交通省自動車局総務課企画室長
国土交通省自動車局旅客課長

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく
移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成等について

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成30年法律第32号）の施行により、移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成並びにおおむね5年ごとの見直しが、市町村の努力義務として規定された。また、あわせて、移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成等に関する市町村に対する必要な助言その他の援助が、都道府県の努力義務として規定された。

今般、移動等円滑化促進方針作成に関するマニュアル、移動等円滑化促進方針作成に係る補助金の交付要綱・実施要領並びに移動等円滑化促進方針及び基本構想の提出方法がまとめられたので、その旨了知されるとともに、関係者への周知を図られたい。

なお、日本バスターミナル協会会长、公益社団法人日本バス協会会长、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会长、一般社団法人全国個人タクシー協会会长、及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会长あて別添のとおり通知したので申し添える。

事務連絡
平成30年10月31日

国土交通省関係局バリアフリー施策担当 各位
各地方運輸局・地方整備局等バリアフリー施策担当 各位

国土交通省総合政策局
安心生活政策課

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化促進方針
及び基本構想の作成等について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第32号）の施行により、移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成並びにおおむね5年ごとの見直しが、市町村の努力義務として規定されました。また、あわせて、移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成等に関して市町村に対する必要な助言その他の援助が、都道府県の努力義務として規定されました。

今般、別紙1～3のとおり、移動等円滑化促進方針作成に関するマニュアル、移動等円滑化促進方針作成に係る補助金の交付要綱・実施要領並びに移動等円滑化促進方針及び基本構想の提出方法をまとめました。

本省各局及び各地方整備局におかれましては、局内関係部局へ、各地方運輸局（内閣府沖縄総合事務局を含む。）におかれましては、局内関係部局及び管内の地方公共団体へ周知いただきますよう、よろしくお願ひいたします。